

母子健康手帳

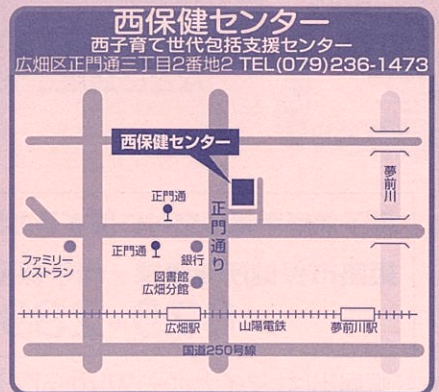
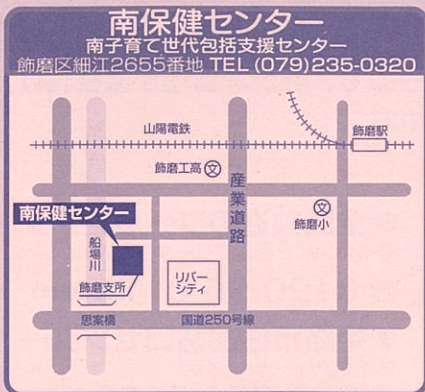
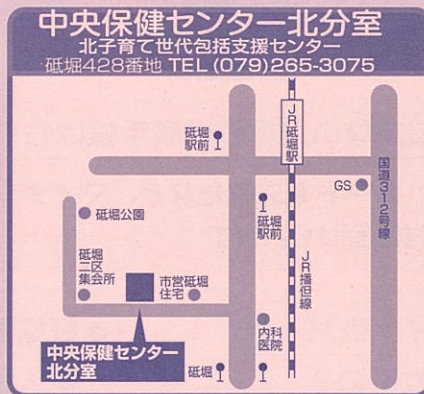
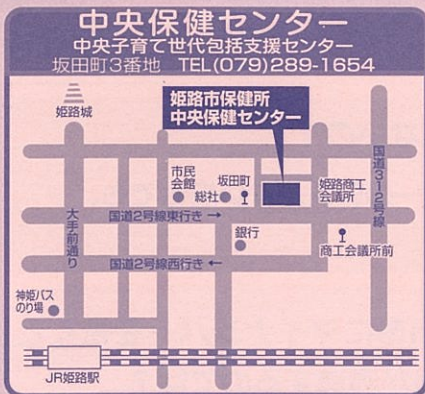


交付場所のご案内

母子健康手帳の交付場所	交付日時	持ち物 下記の①～③
中央保健センター (1階申請受付窓口) 中央保健センター北分室 中央保健センター安富分室 南保健センター家島分室 西保健センター	平日 8:35～17:20 ※土・日・祝日・12月29日 ～1月3日は除く	【妊婦本人が来所される場合】 ①妊娠届出書 (産科医療機関、母子健康手帳交付場所でお渡しするほか、保健所ホームページからダウンロードすることもできます) ②個人番号確認書類 個人番号カード*1、通知カード*2等 *1 個人番号カードで②③両方を兼ねることができます。 *2 令和2年5月25日以降に記載事項(氏名・住所等)を変更している場合は、個人番号確認書類として使用できません。 ③身元確認書類 個人番号カード*1、運転免許証、パスポート等、顔写真付きのもの ※顔写真付きの身元確認書類がない場合は、お問い合わせください。 裏面も参照ください
南保健センター	平日・土曜日 8:35～17:20 ※日曜・祝日・12月29日～ 1月3日は除く ※土曜日が祝日の場合は、休業をさせていただきます。	【代理の方が届け出される場合】 ①妊娠届出書 (妊婦本人による委任状欄の記載が必要です) ②妊婦本人の個人番号確認書類 ③代理人の身元確認書類

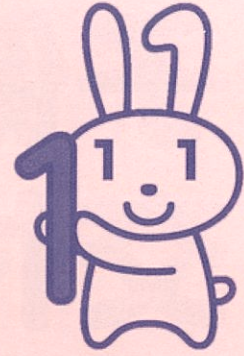
保健師等が制度説明と妊娠・出産・子育てについての相談をお受けしますので、なるべく妊婦ご本人が来所してください。
 安心して赤ちゃんを迎えられるよう、気になることがありましたら気軽にご相談ください。

交付場所のご案内



姫路市で母子健康手帳の交付を受ける方へ

妊娠届出書には マイナンバーを 記載してください



マイナンバー法の定めにより、妊娠届出書にはマイナンバー（個人番号）の記載をお願いします。届出の際は、番号がわかるもの（番号通知カードや個人番号カード）をお持ちください。



マイナンバーとは？

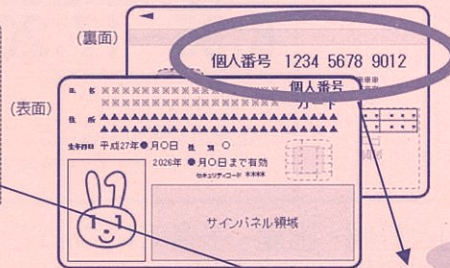
日本国内の全住民に通知されている、一人ひとり異なる12桁の番号のことです。個人が特定されないように、住所地や生年月日などとの関係のない番号が割り当てられます。マイナンバーは社会保障、税、災害対策分野の中で法律に定められた行政手続きに使用します。

個人番号通知カード

または

個人番号カード

※ただし、令和2年5月25日以降に記載事項（氏名・住所等）を変更している場合は、個人番号確認書類として使用できません。



この番号(12桁)を書いてね
カードも窓口も持ってきてね

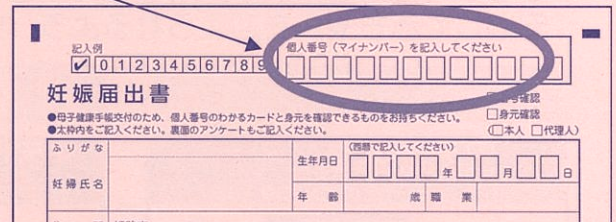


妊娠届出書



身分証明となるものをお持ちください。
(運転免許証やパスポート等顔写真入りのもの)

※母子健康手帳に個人番号は標記されません



● マイナンバーを書かないと母子健康手帳はもらえないの？

番号が分からない、カードを忘れたなど、マイナンバーの記入がない場合でも、母子健康手帳の交付は受けられます

● 妊娠届出書のマイナンバーはどのように使われるの？

災害時に救助の必要な方を把握するなどの活用が予定されています

● 妊娠届出書にマイナンバーを書くと個人情報漏洩するのでは？

マイナンバーは法律に基づく場合のみ利用するもので、厳重な管理が義務付けられています

母子健康手帳の交付に関するお問い合わせは
姫路市保健所健康課 母子保健担当
079-289-1641

マイナンバー制度のお問い合わせは

● 全国共通のコールセンター
マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178 (無料)
● 姫路市住民窓口センター
マイナンバーカード担当
079-221-2150

※妊娠届出は、マイナポータルから電子申請もできます。ただし、母子健康手帳は表面の窓口に来所して交付となります。